

平成26年3月26日制定

新型インフルエンザ等に対する業務計画

一般社団法人 日本病院会

目 次

1. 目的及び基本方針	• • • • • • • • • • • • • • • •	1
(1) 目的	• • • • • • • • • • • • • • •	1
(2) 基本方針	• • • • • • • • • • • • • •	1
2. 運用	• • • • • • • • • • • • • •	1
(1) 本業務計画の所掌範囲	• • • • • • • • • • • • •	1
(2) 被害想定	• • • • • • • • • • • •	1
①流行期間	• • • • • • • • • • •	1
②罹患期間	• • • • • • • • • •	1
③欠勤割合	• • • • • • • • •	1
3. 体制	• • • • • • • • • • • •	1
(1) 平時体制	• • • • • • • • • •	1
(2) 発生時体制	• • • • • • • • •	1
4. 情報収集	• • • • • • • • • •	1
(1) 情報担当者及び情報責任者	• • • • • • • • •	1
①平時体制	• • • • • • • •	2
②発生時体制	• • • • • • •	2
(2) 職員、情報担当者及び情報責任者の役割	• • • • • • •	2
(3) 平時体制における情報収集	• • • • • •	2
(4) 発生時体制における情報収集	• • • • •	2
(5) 情報の主な入手先	• • • • •	2
5. 新型インフルエンザ等対策本部	• • • • • • • •	2
(1) 構成	• • • • • • •	2
①本部長	• • • • • •	2
②副本部長	• • • • •	2
③専門員	• • • •	2
④事務局	• • •	2
(2) 招集	• • • • •	2
(3) 関係機関との連携	• • • • •	2～3
6. 新型インフルエンザ等対策	• • • • • • •	3
(1) 新型インフルエンザ等対策会議	• • • • • •	3
(2) 業務区分	• • • • •	3
①対策業務	• • • • •	3
②通常業務	• • • •	3

a. 繼続業務	3
b. 縮小業務	3
c. 休止業務	3
(3) 職員の休業	3
(4) 出勤率が低下した場合の業務継続基準	3
(5) 関係機関等との連絡手段	3
(6) 感染対策の検討・実施	3
①職場における感染対策	3～4
②備蓄品	4
 7. 教育・訓練	
(1) 職員に対する教育及び訓練	4
(2) 計画の見直し	4
 別 紙 1 発生段階	5
別 紙 2 情報の主な入手先	6
別 紙 2 主な関係機関	6
別 紙 3 関連図	7
別 紙 4 対策業務	8～9
別 紙 5 業務継続基準	10～11

新型インフルエンザ等に対する業務計画（案）

1. 目的及び基本方針

(1) 目的

本業務計画は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画発生（平成25年6月7日閣議決定、以下「政府行動計画」という。）に基づき、一般社団法人日本病院会（以下「当会」という。）が指定医療機関として行うべき業務計画をあらかじめ定めておくことにより、新型インフルエンザ等が発生した場合の迅速かつ適切な対応の実施に資することを目的とする。

(2) 基本方針

当協会は国及び地方公共団体等が発する情報を収集し、関係機関及び会員病院と連携を図り、感染拡大を可能な限り抑制し、もって国民の生命及び健康を保護することにより、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最少となるようする。

2. 運用

本業務計画は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第9条第1項の規定に基づき作成し、運用する。本業務計画における新型インフルエンザ等とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(第6条第7項及び第9項)において規定する「新型インフルエンザ」及び「再興型インフルエンザ」のことをいう。

(1) 本業務計画の所掌範囲

本業務計画は、新型インフルエンザ等に対する当会の体制及び業務を明確にするものとする。

(2) 被害想定

当会は、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の被害想定に基づき、以下の人的被害を想定する。

①流行期間

約8週間

②罹患期間

1週間～10日

③欠勤割合

最大40%（職員が罹患した場合や、家族の世話・看護のため出勤が困難となる者、不安により出勤しない者等がいることを見込む。）

3. 体制

当会の体制を平時体制及び発生時体制に区分し、それぞれの体制基準を以下のとおりとする。

(1) 平時体制

発生時体制以外。

(2) 発生時体制

政府対策本部が定める新型インフルエンザ等の発生段階（別紙1）のうち、未発生期以外において、当協会がとる体制。なお、政府対策本部による終息宣言が公示された際には、平時体制に移行する。

4. 情報収集

(1) 情報担当者及び情報責任者

①平時体制

事務局長をもって情報担当者とし、会長をもって情報責任者とする。

②発生時体制

後述する新型インフルエンザ等対策本部事務局長をもって情報担当者とし、本部長をもって情報責任者とする。

(2) 職員、情報担当者及び情報責任者の役割

職員は、平時及び発生時において、新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、適時、情報担当者に報告を行う。情報担当者は、収集した情報の真偽を速やかに分析するとともに、周知又は報告の必要があると判断した場合は情報責任者に報告を行う。情報責任者は、必要に応じ関係各所に対して周知又は報告を行う。

(3) 平時体制における情報収集

国内外の新型インフルエンザ等に変異するおそれがある感染症の特徴、症状及び治療方法等に関する情報を国及び地方公共団体等から収集し、発生時体制においてとるべき行動に活用する。

(4) 発生時体制における情報収集

国及び地方公共団体等が公表する国内外の発生状況、対応状況、感染対策、職員の渡航状況並びに健康状況（同居する家族を含む）等の情報を収集し、当会が実施すべき対応に活用する。

(5) 情報の主な入手先

情報の収集に際しては、客観的な視点により、あらゆる手段を活用して行う。情報の主な入手先は別紙2のとおり。

5. 新型インフルエンザ等対策本部

発生時体制に移行した時点をもって、新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を当会内に設置する。対策本部は本部長、副本部長、専門員及び事務局をもって組織する。各支部又は会員病院に情報を提供すると共に連絡調整を行う。

(1) 構成

①本 部 長

会長をもって充てる。対策本部を招集すると共に、代表及び統括を行う。

②副本部長

総務担当副会長をもって充てる。

本部長を補佐し、本部長に事故等あるときはその職務を代理する。

③専 門 員

会長が指名する者をもって充てる。専門的な知見から意見具申を行う。

④事 務 局

事務局をもって充てる。外部との連絡調整及び事務処理を行う。

(2) 招集

対策本部の招集は、本部長が行う。本部長が事故等により招集できない場合は、副本部長が行う。

(3) 関係機関との連携

新型インフルエンザ等対策を実施するにあたっては、関係機関と相互に連携協力し、的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。主な関係機関を別紙2、関連図を別紙3のとおりとする。

6. 新型インフルエンザ等対策

(1) 新型インフルエンザ等対策会議

政府対策本部が公示する海外発生期以降への移行時及び必要な都度、対策本部により新型インフルエンザ等対策会議（以下「対策会議」という。）を開催し、対策を検討する。

(2) 業務区分

新型インフルエンザ等に伴う業務を「対策業務」（別紙4）とし、発生時体制における通常業務を「継続業務」、「縮小業務」及び「休止業務」に区分する。各区分における主な業務内容は以下のとおり。

①対策業務

平時体制及び発生時体制における新型インフルエンザ等に関する対策業務

②通常業務

a. 継続業務

期限に定めのある事務及び会員病院等との連絡調整に関する業務等

b. 縮小業務

継続業務及び休止業務以外

c. 休止業務

原則として、多数（2人以上）が会同する不急な役員会及び委員会等の開催又は出席

(3) 職員の休業

職員が新型インフルエンザ等を発症した場合、「一般社団法人日本病院会 新型インフルエンザ対応に関する休業指針」に準じて取り扱う。

(4) 出勤率が低下した場合の業務継続基準

発生時体制においては、役員及び職員の感染により出勤率が低下することが考えられる。出勤率に応じた業務継続を「業務継続基準」（別紙5）に基づき検討する。

(5) 関係機関等との連絡手段

発生時体制移行後の関係機関との連絡手段は、極力対面で行わず、E-Mail、電話又はファクシミリ等により行う。

(6) 感染対策の検討・実施

①職場における感染対策

対策本部の本部長は役員及び職員に対し、感染拡大防止のための指導及び感染防止策の徹底を図る。また、必要に応じ、訪問者に対して協力を依頼する。具体的な感染防止策は以下のとおり。

a. マスクの着用

b. 手洗い及びうがいの励行

c. 咳エチケットの励行

- d. ドアノブ、スイッチ及びテーブル等、接触部位の清掃
- e. 速乾性消毒用アルコール製剤の設置
- f. 不要不急の外出を控える

②備蓄品

新型インフルエンザ等の感染を抑制するために必要な備蓄品は、発生時においては買い占め等による不足が想定されるため、平時から以下の備蓄品を備え置く。

- a. マスク
- b. 消毒用エタノール
- c. 手指消毒用アルコール製剤
- d. 不織布製マスク
- e. ゴーグル
- f. うがい薬
- g. 加湿器
- h. 湿度計・温度計
- i. 体温計
- j. 解熱剤
- k. 保冷用品

7. 教育・訓練

(1) 職員に対する教育及び訓練

会長は職員に対し、平時から新型インフルエンザ等の基礎知識及び感染対策に関する教育を行うと共に、備蓄品の使用方法や在宅勤務の試行などの訓練を実施するよう努める。

(2) 計画の見直し

会長は、関係機関からの新しい情報の入手又は教育及び訓練の結果を踏まえ、必要に応じて本業務計画の見直しを検討する。

● 発生段階（「3. 体制（2）発生時体制」関連）

政府対策本部が定める発生段階

国全体での発生段階の移行は、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。地域における発生段階は、必要に応じて国と協議の上、都道府県により判断される。

WHO フェーズ	政府対策本部 発生段階	状 態
1、2、3	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
	国内発生早期	<p>国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p> <p>＜各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
4、5、6	国内感染期	<p>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>＜各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） <p>*感染拡大～まん延～患者の減少</p>
ポストパン デミック期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

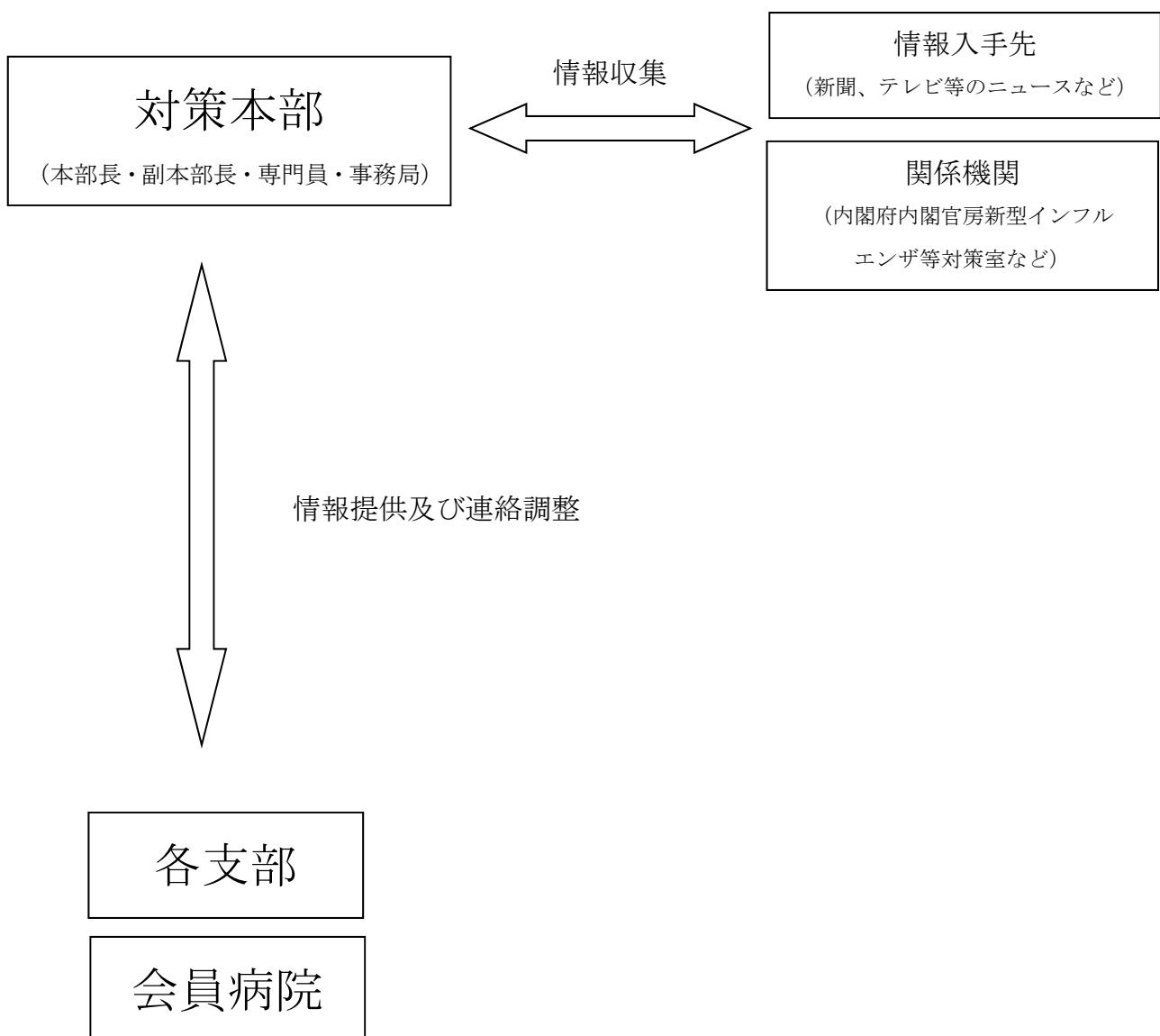
● 情報の主な入手先（「4. 情報収集（5）情報の主な入手先」関連）

情報入手先	U R L
新聞、テレビ等のニュース	—
首相官邸新型インフルエンザへの対応	http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/index.html
内閣府内閣官房・新型インフルエンザ等対策	http://www.cas.go.jp/jp/influenza/
外務省海外安全ホームページ	http://www.anzen.mofa.go.jp/
厚生労働省感染症・予防接種情報	http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou_kekkaku-kansenshou/index.html
国立感染症研究所感染症疫学センター	http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html
東京都新型インフルエンザ対策	http://www.bousai.metro.tokyo.jp/japanese/tmg/infection.html

● 主な関係機関（「5. 新型インフルエンザ等対策本部（3）関係機関との連携」関連）

関係機関	住 所	電話番号
内閣府内閣官房新型インフルエンザ等対策室	〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1	03-3581-4569
外務省領事局領事サービスセンター（海外安全相談班）	〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1	03-5501-8162
厚生労働省健康局結核感染症課 新型インフルエンザ対策推進室	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2	03-3595-2263
国立感染症研究所感染症疫学センター	〒100-8916 東京都新宿区戸山1-23-1	03-5285-1111
東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課	〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1	03-5320-4482
公益社団法人全日本病院協会	〒102-8378 東京都千代田区猿楽町2-8-8	03-5283-7441
一般社団法人日本医療法人協会	〒102-0071 東京都千代田区富士見2-6-12	03-3234-2438
公益社団法人日本医師会	〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16	03-3946-2121

● 関連図（「5. 新型インフルエンザ等対策本部（3）関係機関との連携」関連）



● 対策業務（「6. 新型インフルエンザ等対策（2）業務区分」関連）

発生段階	対策本部の対応	内 容
未発生期	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の感染を抑制するために必要なマスク等の備蓄品を、あらかじめ備え置く。 ・役員及び職員の連絡先を整備する。
	会員病院への情報提供等	国及び地方公共団体が提供する新型インフルエンザ等に関する情報等、必要に応じてホームページ及びメール等により周知する。
	役員への指示等	国及び地方公共団体が提供する新型インフルエンザ等に関する情報を、必要に応じて周知する。
	職員への指示等	
海外発生期	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部が設置された場合、直ちに当会内に対策本部を設置し、対策会議を開催する。国及び地方公共団体が提供する情報等を収集する。 ・当会における感染防止策の準備を行う。
	会員病院への情報提供等	国及び地方公共団体による新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等、必要に応じて会員病院にホームページ及びメール等により周知及び調整を行う。
	役員への指示等	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に関する情報を提供するとともに、家族も含めて健康に留意するよう、注意喚起を行う。 ・海外渡航者の有無について確認する。 ・役員、職員及びその家族の海外渡航を自粛するよう注意喚起を行う。
	職員への指示等	
国内発生早期	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議を開催し、政府対策本部等による新型インフルエンザ等の感染状況、国内の発生状況及び対処方針等の情報を収集する。 ・各支部又は会員病院への情報提供及び連絡調整をする。 ・政府対策本部長が緊急事態宣言を宣言した場合、速やかにその内容を分析し、対応を検討する。 ・多数（2人以上）が会同する不急な役員会及び委員会等をとりまとめ、関係する役員の意見を聴取する等により、開催又は出席の可否を検討、決定する。 ・「業務継続基準」に従い、業務の継続を判断する。
	会員病院への情報提供等	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び地方公共団体による新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報、要請等、必要に応じて会員病院にホームページ及びメール等により周知及び調整を行う。 ・政府対策本部長が緊急事態宣言を宣言した場合、速やかにその内容を周知する。

発生段階	対策本部の対応	内 容
国内感染期	役員への指示等	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部は、役員会及び委員会等について、中止等を指示する。 (対策本部により開催又は出席が必要と判断された委員会等については、感染対策等を明確にし、開催を指示する。) ・対策本部による決定事項等について周知する。
	職員への指示等	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に関する情報を提供するとともに、家族も含めて健康に留意するよう、注意喚起を行う。 ・マスクの着用、うがい、手洗い、咳エチケットの励行等、感染防止策を職員へ周知・徹底すると共に、必要に応じ訪問者に協力を依頼する。
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・国内発生早期の対策を継続する。 ・政府対策本部による基本的対処方針や緊急事態宣言の内容等を踏まえ、対応を随時変更する。
	会員病院への情報提供等	<ul style="list-style-type: none"> ・国内発生早期の対策を継続する。 ・国及び地方公共団体からの要請（重傷者対象の入院治療及び臨時医療施設に関する事項等）を周知する。
小康期	役員への指示等	
	職員への指示等	国内発生早期の対策を継続し、又は強化する。
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議を開催し、政府対策本部等による新型インフルエンザ等の感染状況、国内の発生状況及び対処方針等の情報を収集する。 ・対策本部は、各段階において実施した対策の評価を行い、第二波に備える。必要に応じてこの業務計画及び情報提供体制の見直しを行う。 ・「業務継続基準」に従い、業務の継続を判断する。
	会員病院への情報提供等	新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に順次戻すことを助言する。
終息した場合	役員への指示等	
	職員への指示等	国内発生早期の対策を継続することとするが、政府対策本部の方針等を踏まえ順次緩和する。
終息した場合	対策会議を開催し、政府対策本部等からの終息宣言を確認後、役員、職員及び会員病院に周知する。各種制限を全面的に解除すると共に、対策本部を解散する。	

● 業務継続基準（「6. 新型インフルエンザ等対策 (4) 出勤率が低下した場合の業務継続基準」関連）

業務区分		業 務
対策業務	継続業務 (A)	<p>(職員の出勤率に関係なく継続する重要業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の情報収集 ・当会内の新型インフルエンザ等対策 ・国、地方公共団体及び会員病院との連絡調整 ・広報業務 ・感染症対策委員会
通常業務	継続業務 (B)	<p>(職員の出勤率が80%以上の場合に継続する業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務、会計 ・各種委員会、研修会、通信教育 ・厚生労働省、他団体等の委員会 ・広報関連 ・理事会、常任理事会
	縮小業務 (C)	<p>(職員の出勤率が60%～79%の場合に7割程度に縮小する業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務、会計 ・各種委員会、研修会、通信教育 ・厚生労働省、他団体等の委員会
	休止業務 (D)	<p>(職員の出勤率が59%以下の場合に7割程度を休止する業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務、会計 ・各種委員会、研修会、通信教育 ・厚生労働省、他団体等の委員会